

当選の効力に関する異議の申出についての検討事項

1. 申出を受理するかどうか

○ 要件を満たしているため、受理する。

2. 受理する場合、どのように対応するか

封函した投票を開封して再点検するか否か

○ 無効票を明確にし、申出人へ確認させるため、開封して再点検する。

3. 再点検する場合、その対象は

点検の対象（申出どおり無効票のみ）

○ 申出が無効投票のみであるため、無効票のみを対象とする。

点検の方法（計数機で数の確認、一枚ずつ点検、その他）

○ 無効票を各々計数機にかけ枚数を確認し、事務局で一枚ずつ点検を行う。

4. 再点検の日時・参加者等はどうするか

・日時、場所はどうするか

○ 11月27日(水)午後1時30分から市役所北庁舎3階中会議室とする。

・無効票の点検者はどうするか

○ 無効票の点検を選管書記が行い、その後に申出者に確認してもらう。

申出人から疑義がある票があった場合は審査係責任者から回答を行う。

・立会人、参観人としてどこまでの範囲を許可するか

○ ・利害関係者（申出人、当選者の最後の候補者、当選者の次点候補者）

○ ・申出人の代理の者（申出人が立ち会えない場合）

○ ・一般の者及び報道機関の参観は不可とする